

鉄道車両に固定する容器等の検査及び再検査における規格を定める件の一部を改正する告示（案）について（概要）

令和8年6月10日
経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ高圧ガス保安室
国土交通省鉄道局技術企画課

1. 概要

今般、高圧ガス保安法関係法令における制度整備や運用見直しに係る有識者・関係業界団体・関係省庁等による議論等の結果を踏まえ、JIS引用規格の年号見直しを行うために、「鉄道車両に固定する容器等の検査及び再検査における規格を定める件（昭和41年通商産業省・運輸省告示第11号）」の一部を改正する。

2. 主な改正内容

高圧ガス保安法の関係法規では多数の規格が引用されており、各規格は定期的に改正されていることから、令和2年度から委託事業において整合性について調査を行っているところ。今般、当該調査結果を踏まえ、整合的であると確認できたものについて、鉄道車両に固定する容器等の検査及び再検査における規格を定める件で引用されているJIS規格の年号等を更新する改正を行う。

その他、規定の適正化を行う。

4. 公布・施行予定

令和8年8月 公布・施行（予定）